

## 保育士配置要件の緩和の概要

### 1 小規模保育事業 A 型及び事業所内保育事業（20人以上）のみ対象の要件緩和

朝・夕・延長保育時間等で、年齢別配置基準上保育士が1人となる場合も最低2人の保育士を配置しなければならないが、保育士1人について、市長が保育士と同等と認めるもので良いこととします。

#### 市長が保育士と同等と認める者の定義

保育所等で保育業務に従事した期間が常勤で1年以上である者、家庭的保育者及び子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者。

※保育所等とは、処遇改善等加算の算定対象施設とし、常勤とは1日6時間以上月20日以上勤務をいいます。

### 2 全施設対象の要件緩和

看護師（准看護師）・幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭は年齢別配置基準の1/3（端数切捨て）まで保育士として算定可能であるとともに、市加配職員として算定可能とします。ただし、看護師（准看護師）については、1施設につき1人まで保育士換算可能とします。

### 3 要件緩和総括表

	年齢別配置基準		市加配への適用
	定員分	超過分	
看護師（准看護師）		○（1人まで）	
幼稚園・小学校・養護教諭		○（1/3まで）	
市長が認める者	×	○（1/3まで）	※△

※市長が認めるものについては、定員超過で受入れを行っており、かつ、定員超過をすることで必要な職員が1人以上増える場合にのみ、市加配への適用を可とします。